

第1回 横浜市青葉公会堂及び青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和8年5月1日(金) 14時00分～16時00分
開催場所	青葉区役所 407会議室
出席者 (五十音順)	越田委員、佐野委員、高橋委員、平山委員、森委員(計5名)
欠席者	
事務局	鈴木副区長、松本課長、豊倉係長、田中職員、今井職員、五十嵐職員
開催形態	一部非公開(傍聴者4人)
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 会議の公開・非公開について 3 公募選定スケジュールについて 4 施設概要について 5 公募関係書類について 6 評価基準、採点方法、最低基準等について 7 次回委員会の日程について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 佐野委員を委員長に選任し、森委員を委員長職務代理者に選出する。 2 委員会の公開・非公開について、第1回選定委員会は議事5以降を非公開とし、第2回選定委員会は面接審査後の指定候補者及び次点候補者の決定に関する部分を非公開とする。ただし、応募団体の関係者については、他の応募団体の面接審査についても非公開とする。 3 公募選定スケジュールについては、第2回選定委員会の日程を、令和8年8月4日で決定し、その他は原案のとおりとする。 4 公募要項、その他公募要項等に付随する資料については、一部原案を修正することで了承された。 5 採点方法、最低基準については、原案のとおりとする。
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 委員からの推薦に基づき、佐野委員が委員長に選出された。委員長からの指名により森委員が委員長職務代理者に選出された。 2 会議の公開・非公開について 指定管理者の選定にあたり、公平性を期するため、第1回選定委員会については、議事5以降の会議を非公開とすることで決定した。 第2回選定委員会については、面接審査の後の指定候補者及び次点候補者の選定は、公開することにより委員が自由闊達に意見交換をすることができず、十分な審議ができない恐れがあるため、非公開と決定した。 また、面接審査についても、他の応募団体の面接審査を傍聴すると、面接審査の順番により不公平が生じる恐れがあるため、応募団体の関係者の傍聴を認めないことと決定した。 3 公募選定スケジュールについて 公募選定スケジュールについて事務局から案の説明があり、第2回選定委員会の日程を令和8年8月4日で決定し、その他については、原案のとおりで決定した。 4 公募要項、その他公募要項等に付随する資料について 公募要項、その他公募要項等に付随する資料について事務局から案の説明があり、一部原案を修正することで決定した。

	<p>5 評価基準について</p> <p>最低基準点は合計点の 60%とし、採点方法については、項目により 5 又は 10 段階で評点をつけることで、委員の採点とすることで決定した。</p> <p>配点については、一部原案を修正することで決定した。</p> <p>(質疑・応答)</p> <p>(1) 公募要項(案) 2 ページの「指定管理者が行う業務」における公会堂業務とスポーツセンター業務の表現の差異や、下線が付されている箇所、脱字等について指摘があった。これを受け、趣旨が大きく変わらない範囲で文言・表現の統一、書式及びフォントの修正をすることで決定した。</p> <p>(2) 当日のプレゼンテーションについて、応募者がプロジェクターを持参する必要があるのか質問があり、パソコン画面を投影可能なモニターを事務局で用意するため、応募者によるプロジェクターの持参は不要である旨を説明した。</p> <p>(3) 評価基準項目の加減点項目のうち、「第 4 期の管理運営の実績」の配点について議論し、原案の「- 5 点から + 10 点」は加点に偏りやすく、公平性の観点から疑義があるため、「- 5 点から + 5 点」の配点とすることで決定した。</p> <p>(4) 評価基準項目の加減点項目のうち、「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取り組み状況」の採点方法について質問があり、議論の余地がなく客観的に判断できる項目のため、事務局が確認の上採点する旨を説明した。</p> <p>(5) 委員が採点する際の記載箇所について質問があり、評価基準項目の大項目名の横の数字は各項目の小計であること、各委員には配点の範囲内で項目ごとに採点・記入いただく旨を説明した。</p> <p>(6) 評価基準項目のうち、項目 5 (1)「利便性の向上」の配点が原案では 15 点となっていた点について議論し、10 点の配点とすることで決定した。</p> <p>(7) 評価基準項目のうち、項目 3 (1)「利用者本位のサービス提供・利用者支援」の審査の視点にも、利便性向上に関する記載があることから、項目 5 (1)「利便性の向上」との違いについて質問があった。項目 3 (1)では設置目的に則した施設の利用及び施設の効用を最大限に発揮できているかの観点であり、項目 5 (1)は提案された事業の企画が利用者の利便性向上に資するかの観点で設定している旨を説明した。また、この違いが明確になるよう、委員の採点資料に加筆することで決定した。</p> <p>(8) 文化とスポーツの境界が曖昧な側面があることを踏まえ、文化施設とスポーツ施設の合築施設としての特性を生かした画期的な提案を促す評価基準を設けても良いとの意見があり、項目 5 (2)「地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案」の審査の視点に加筆し、配点は 10 点とすることで決定した。</p> <p>(9) 指定管理者制度運用ガイドラインの改正を踏まえ記載された自主事業について、公費の充当に関する質問があった。公費の充当はなく、指定管理者の負担により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的として実施する旨を説明した。また、自主事業は事前に区へ事業計画書を提出し、区の承認を得る必要があること、参加料等の金額設定や、企画内容について</p>
--	--

	ては、自主事業の趣旨を逸脱していないか確認できる体制である旨を説明した。
資料 ・ 特記事項	資料 (1) 次第 (2) 席次表 (3) 委員名簿 (4) 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (5) 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱 (6) 横浜市公会堂条例 (7) 横浜市公会堂条例施行規則 (8) 横浜市スポーツ施設条例 (9) 横浜市スポーツ施設条例施行規則 (10) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋） (11) 指定管理者公募・選定のスケジュール（案） (12) 施設概要 (13) 公募要項（案） (14) 管理業務仕様書（案） (15) 青葉公会堂 特記仕様書（案） (16) 青葉スポーツセンター 業務の基準（案） (17) 応募書類 (18) 横浜市青葉公会堂及び横浜青葉スポーツセンターの指定管理候補者等の選定について（案） (19) 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者審査採点表（案）
特記事項	第2回指定管理者選定委員会は、令和8年8月4日に開催予定。